

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市情報公開審査会
会 長 川 崎 裕 子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 20 年 8 月 20 日付け大計監第 148 号及び平成 20 年 7 月 16 日付け大建東下第 206 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 20 年 6 月 2 日付け大計監第 23 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 20 年 6 月 2 日付け大建東下第 127 号により行った部分公開決定（以下「本件決定 2」という。）は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 20 年 5 月 19 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し「大阪市建築技術協会確認検査課確認番号 21015 号確認年月日平成 19 年 4 月 4 日の建築基準法 6 条の規定による建築基準施行令（建築基準関係規定）の第 9 条第 8 号 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項の規定建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項五の一(14)排水設備の配置図の公文書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、建築指導業務を担当する計画調整局において、本件請求に係る文書（以下「本件文書 1」という。）を保有していない理由を別表 1 の（お）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、別表 1 の（い）欄に記載の本件決定 1 を行った。

また、実施機関は、公共下水道施設に関する届出を担当する建設局において、本件請求に係る文書として「排水設備計画確認申請書」（以下「本件文書 2」という。）を特定した上で、公開しない理由を別表 2 の（お）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 1 号に基づき、別表 2 の（い）欄に記載の本件決定 2 を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 6 月 17 日、本件決定 1 及び 2 を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、それぞれ異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 計画調整局において行った本件決定 1 について

(1) 不服申立ての内容

異議申立人は、実施機関の本件処分にかかる文書不存在理由に対し、大阪市と大阪市建築技術協会の責任分担が条例上明らかにされていないことや大阪市の建築主事が建築確認業務を行わなければならないこと等の理由から、排水設備の配置図は大阪市の保管すべき書類である旨主張し、本件処分の取消し及び文書の公開を求めている。

(2) 非公開とした理由

ア 対象文書について

異議申立人が公開請求書に記載した公文書の件名から、実施機関は、請求文書を大阪市建築技術協会確認検査課が平成 19 年 4 月 4 日付確認番号 21015 号により建築確認を行った建築確認申請の添付書類であると判断した。

イ 不存在の理由

(ア) 制度概要

建築基準法に基づく建築確認は、建築基準法第 6 条及び第 6 条の 2 に規定されているとおり建築主事あるいは国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受けることとされている。

建築主事とは、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、政令で指定する人口 25 万人以上の市に置かれるもので、大阪市においても置かれている。また、「国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者」とは、いわゆる指定確認検査機関のことであり、大阪市域を業務区域とする指定確認検査機関は建築技術協会を含め 26 社存在する。

大阪市内で建築確認申請をする者は、上記のとおり大阪市及び指定確認検査機関の中から自由に申請先を選ぶことができることとなっており、本件請求に係る建築確認申請は、指定確認検査機関のひとつである大阪市建築技術協会に対してなされたものである。

(イ) 書類の保存について

指定確認検査機関に対して建築確認申請がなされた場合の建築確認申請書やその添付書類の保存は、建築基準法第 77 条の 29 第 2 項の規定により指定確認検査機関が保存しなければならないこととされ、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第 29 条において保存すべき書類が規定されている。

したがって、本件公開請求対象書類を実施機関である大阪市が保有していないことから、本件処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

2 建設局において行った本件決定 2 について

(1) 本件請求にかかる公文書とは、「排水設備計画確認申請書」であり、記載された設置場所の住所及び地図、排水計画平面図に記載された住宅内の間取り及び建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証に記載された建築場所の住所については、個人に関する情報であり、当該個人の権利や正当な利益を害するおそれがあると認められるため非公開とした。

当該文書中の法人の印影については、公開することにより、印影を偽造されるなど、当該法人の財産等をおびやかすとともに事業活動に支障が生ずることとなり当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため非公開とした。

また、排水設備平面図に記載された住宅内の間取りは公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認め

られるため非公開とした。

- (2) 異議申立人は、建築確認申請書に添付された排水設備の配置図を求めているのであり、排水設備計画確認申請書を求めているのではないと主張している。

また、大阪市建築技術協会確認検査課確認番号 21015 号の確認年月日が平成 19 年 4 月 4 日であるのに対して、排水設備計画確認申請書の受付日が平成 20 年 2 月 20 日であることから、建築確認申請書に添付された書類ではないとしている。さらに黒塗りされた公文書と建築確認申請書の関係が明らかでないと申し立てている。そのため、本件決定を取消し、更に情報の公開を求めている。

- (3) 建設局では建築確認申請書に添付された排水設備の配置図は保有していない。しかし、下水道法第 10 条第 1 項、大阪市下水道条例第 4 条第 1 項、大阪市下水道条例施行規則第 1 条の規定により、排水設備の計画の確認を受けようとする者は排水設備計画確認申請書に排水設備の平面図を添付して提出することになっている。そのため、積極的に情報公開を推進していくという大阪市の方針を踏まえて、排水設備計画確認申請書を開示文書とした。

排水設備計画確認申請書は建築確認申請書に添付する書類ではないため、受付日が一致しないのは当然のことであり、関係を明らかにする書類等は存在しない。

また、平面図には排水する区域、排水管渠及びますの位置、排水管渠の内径又は内径及び延長、公共下水道との接続箇所を記載することが求められており、当該平面図はこれらが記載されたものである。しかし、この平面図には住宅の間取りが記載されているため、公開することによって個人の権利や利益、生命や身体、財産の保護、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため、部分公開としたものである。

第 4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 計画調整局において行った本件決定 1 について

- (1) 「計画調整局建築指導部監察担当及び計画調整局建築指導部建築確認担当は、公開要求されている公文書は、建築確認申請書の添付書類に当たるが、当該公文書にかかわる建築確認申請書は、大阪市建築技術協会に提出されたものであるので、大阪市の保有していないからの理由は、条例により大阪市と大阪市建築技術協会の責任分担が明らかにされていない本来ならば、条例で決めなければならないのである。民法（公序良俗）第 90 条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。と定め法の趣旨は法律行為の内容が社会的妥当性を有しないのは無効である。」
- (2) 又、建築基準法（建築主事）第 4 条 「政令で指定する人口二十五万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第 6 条第 1 項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。」と定められていて、大阪市は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認に関する事務の行為の免除は、条例でも認められていないのに担当課に無いという理由は、上記担当の建築指導事務を骨抜きにするもので認められない。大阪市が保管すべき書類である。
- (3) 大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号ただし書ア及びイは、文書公開が認められているものである。

2 建設局において行った本件決定 2 について

- (1) 「建設局東部下水道管理事務所管理担当は、部分公開決定通知書の公文書を異議申立人は、受け取ったが黒塗りされて部分公開でないし、建築確認申請書の添付書類でない。

異議申立人が求めているものは、大阪市建築技術協会確認検査課確認番号 21015 号確認年月日平成 19 年 4 月 4 日の建築基準法 6 条の規定による建築基準施行令（建築基準関係規定）の第 9 条第 8 号 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項の規定建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項五の一(14)排水設備の配置図の公文書の提出を求めているので、排水設備計画確認申請書ではない。

日付けも受付平成 20 年 2 月 20 日で日付けから確認申請に提出されたものではない。

又異議申立人が求めている公文書であるから黒塗りされた公文書と確認申請された公文書との関係が明らかにされていない。市長印がないから公文書でない。」

- (2) 建設局東部下水道管理事務所管理担当に提出された排水設備計画確認申請書は、平成 20 年 6 月 12 日に受け取ったが、施工業者が排水設備工事を行う上での工事文書で、異議申立人が求めている排水設備の配置図ではない。
- (3) 排水設備計画確認申請書は、建築確認申請書の承認された関連の公文書であるという書類及び承認印がない。ないのでただの紙切れである。又建設局東部下水道管理事務所管理担当の承認印もない。
- (4) 排水設備計画確認申請書には、「次の通り排水設備を設けたいので計画の確認を申請します。なお、排水設備工事に伴い、他人の所有権に関係した紛争又は事故が生じた場合若しくは自己所有地排水設備に付いて故障が生じた場合は、一切申請者の責任において処理します。」という記載があるが、下水道法第 10 条第 3 項には、「第 1 項の排水設備の設置又は構造については、建築基準（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。」と定め、異議申立人は、この規定による建築確認申請書の公文書を求めているのである。
- (5) 排水設備計画確認申請書の平面図には、「排水管及びますの位置、排水管の内径及び延長水洗便所の位置、公共下水（本管、取付管、公共ます）の接続箇所を記載し隣接家屋を併記すること。（平面図作成時には、本市係員の現場確認を受けてください）なお、地下排水層、特設施設、除害施設の位置及び背割下水に関する申請は、排水面積に関わらず事前に協議してください。」と記載されていて間取り図を記載した平面図を提出するようになっていない。
- (6) 「建築基準法 6 条の規定による建築基準施行令（建築基準関係規定）の第 9 条第 8 号 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項の規定建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項五の一(14)排水設備の配置図の公文書規定、法は間取り図の記載した公文書の提出を求めている。」

第 5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第 7

条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

(1) 計画調整局において行った本件決定1について

実施機関は、本件文書1を取得していないことを理由に、本件決定1を行ったのに対して、異議申立人は、実施機関は本件文書1を保管すべきであるため、本件決定1を取消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てに対する争点のひとつは、本件文書1の不存在を理由とした非公開決定の妥当性である。

(2) 建設局において行った本件決定2について

実施機関は、本件文書2を特定して、部分公開決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件文書2を特定していることは誤りであるため、本件決定2を取消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てに対するもうひとつの争点は、本件文書2を特定した部分公開決定の妥当性である。

3 対象文書について

(1) 本件文書1について

建築基準法第6条及び第6条の2に規定されているとおり、建築主は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は、国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定した者（以下、「指定確認検査機関」という。）の確認の申請書を提出して確認済証の交付を受ける必要がある。

また、建築基準法施行令第9条第8号では、建築基準関係規定として下水道法第10条第1項及び第3項並びに第30条第1項を定めており、建築基準施行規則第1条の3第4項5の1では、下水道法第10条第1項の規定が適用される排水設備に関する配置図及び排水設備の構造詳細図を確認申請書に添付する図書として定めている。

したがって、本件文書1は、建築基準法第6条の2の規定により、建築主が建築確認申請のために、大阪市建築技術協会へ提出した建築確認申請書に添付された排水設備の配置図である。

(2) 本件文書2について

本件文書2は、下水道法第10条第1項等の規定に基づき、排水設備計画の確認を受けようとする者が、実施機関に提出する文書であり、実施機関は、平成20年2月20日に受理している。

4 本件文書1の存否について

(1) 建築確認申請における提出書類の取扱いについて

建築基準法第6条及び第6条の2に規定されているとおり、建築主は、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は、指定確認検査機関の確認を受ける必要がある。

建築主は、建築主事と指定確認検査機関のいずれにも、建築確認申請を行うことが

できる。

また、建築基準法第 77 条の 29 第 2 項の規定するとおり、指定確認検査機関は、建築確認申請書及びその添付書類を保存しなければならないと定められている。

なお、平成 19 年 4 月当時の建築基準法第 6 条の 2 第 3 項及び建築基準法施行規則第 3 条の 4 には、指定確認検査機関は、確認済証の交付をした場合、交付の日から 7 日以内に、特定行政庁である実施機関に、確認審査報告書を提出することを義務付けられているが、確認審査報告書には、本件文書 1 の添付は義務付けられてはいない。

(2) 本件文書 1 の存否について

ア 異議申立人の主張は、以下のとおりである。

実施機関は、建築基準法第 6 条で定められた義務を免除されていないため、本件文書 1 は、大阪市建築技術協会に提出されたとしても、実施機関が保管すべき書類であり、大阪市建築技術協会に提出された建築確認申請に関する書類を保管していないということは、実施機関の建築指導事務を骨抜きにするものである。

これに対し、実施機関は、本件文書 1 は、提出先である大阪市建築技術協会で保管すべきものであることから、そもそも本件文書 1 を取得しておらず、公開できないと主張している。

イ 条例第 2 条第 2 項において、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

本件文書 1 が、大阪市建築技術協会に提出された文書であるということに関して、実施機関と異議申立人の双方に争いが無いところ、前述のとおり、指定確認検査機関に提出された建築確認申請書類は、当該指定確認検査機関で保管すべきものであることから、「実施機関が取得した文書」に該当しないため、本件文書 1 は、条例第 2 条第 2 項にいう公文書に該当しない。

ウ また、建築基準法第 12 条第 5 項には、特定行政庁は、指定確認検査機関に対して建築物の建築設備に関する報告を求めることができるとの規定がある。

建築基準法第 12 条第 5 項に基づいて、大阪市建築技術協会から、本件文書 1 の提出を受けていないか実施機関に確認したところ、必要がなければ報告を求めることがないため、本件文書 1 に関しては、特に報告を求めておらず、本件文書 1 は取得していないとのことであった。

以上を踏まえると、実施機関が行った本件決定 1 は妥当であると認められる。

5 本件文書 2 を特定した本件決定 2 の妥当性について

(1) 異議申立人は、実施機関が本件文書 2 を対象文書として特定したことに対し、異議申立書において、以下のとおり述べている。

ア 本件文書 2 には、市長印又は建設局東部下水道管理事務所管理担当の承認印もないため、公文書ではない。（以下「主張 1」という。）

イ 本件文書 2 に押印された平成 20 年 2 月 20 日という受付印の日付けからわかるように、異議申立人が請求した本件文書 1 ではなく、本件文書 1 と本件文書 2 の関係について明らかにされていない。（以下「主張 2」という。）

これに対して、実施機関は、本件文書 2 は、排水設備計画確認申請書であり、建築確認申請に関する本件文書 1 とは異なるため、日付けが異なるのは当然であり、また、本件文書 1 については保有していないが、本件文書 2 に、本件文書 1 と同じ内容であると考えられる排水計画平面図が含まれているため、本件文書 2 を対象文書として特定したと主張している。

そこで、実施機関が本件文書 2 を特定したことの妥当性及び部分公開決定の妥当性について、以下において検討する。

(2) 主張 1 について

4(2)イで述べたとおり、公文書性の判断は、業務上の必要性に基づき保有している文書であるかといった実質的な要件に基づきなされているため、市長印等が押印されているかどうかは公文書性の要件とはされていない。

本件文書 2 は、前述のとおり、下水道法第 10 条第 1 項等の規定に基づき、排水設備計画の確認を受けようとする者が実施機関に提出する文書であるため、実施機関が職務上取得し、組織的に用いていることが認められる。

したがって、本件文書 2 は、条例第 2 条第 2 項にいう公文書に該当すると認められる。

(3) 主張 2 について

本件文書 2 が、異議申立人の求める本件文書 1 そのものではないことは、実施機関と異議申立人の双方で争いはない。

しかしながら、当審査会において、本件文書 2 を見分したところ、「建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証」が含まれていることが認められた。

当該確認済証は、平成 19 年 4 月 4 日に大阪市建築技術協会が受理した建築確認申請書に対して交付されたものであり、そのことから、本件文書 1 と本件文書 2 は、同一の建築物に関してなされた申請書であることが窺える。

以上のことから、実施機関は、請求の趣旨を斟酌して、本件文書 1 そのものではないものの、本件文書 2 に含まれる排水計画平面図は、本件文書 1 と同じ内容のものであると考慮し、できる限り文書を公開しようとしたものと理解できるので、実施機関が対象文書として、本件文書 2 を特定したことは不合理とは認められない。

なお、上記のような事情がある場合には、実施機関は、本件文書 2 を特定した経緯について、説明すべきであるが、異議申立人は、本件文書 1 と本件文書 2 の関係が明らかにされていないと主張している。

この点について、実施機関に確認したところ、本件決定 2 を行った後、異議申立人に複数回、架電し、本件文書 2 を特定した経緯について説明を行っており、また、異議申立人と面会し、同経緯について説明させてほしい旨の依頼をしているが、異議申立人に拒否されたとのことであった。

以上の点を踏まえると、実施機関が本件文書 2 を特定したことに不合理な点は認められず、本件文書 2 を特定したことは妥当であると認められる。

(4) 部分公開決定の妥当性について

ア 異議申立人は、本件文書 2 のうち、排水計画平面図を求めていると考えられるが、実施機関は、排水計画平面図に記載された工事場所の住所について、条例第 7 条第 1 号該当性を、また住宅内間取りに関する情報について、条例第 7 条第 1 号及び同条第 6 号該当性を主張し、非公開としているため、以下、同条該当性について検討する。

イ 条例第 7 条第 1 号該当性について

条例第 7 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣

行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、条例第 7 条第 1 号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

ウ 工事場所の住所について

工事場所の住所は個人に関する情報であり、他の情報と組み合わされることにより、特定の個人が識別できるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

また、実施機関に確認したところ、下水道法及び大阪市下水道条例では、排水計画平面図の閲覧制度を設けておらず、また、上記情報は、個人に関する情報であるため、実施機関においても、公にしていないとのことであった。

なお、本件文書 2 には、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証が添付されており、確認済証に記載された情報を含む建築計画概要書は、建築基準法第 93 条の 2 及び建築基準法施行規則第 11 条の 4 により、閲覧が義務付けられていることから、当該確認済証に掲載された地名地番は公にされていると認められるが、当審査会において見分したところ、本件の排水計画平面図に記載された工事場所の住所とは、一致していなかった。

以上の内容を踏まえると、上記工事場所の住所は、条例第 7 条第 1 号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当せず、また性質上同号ただし書イ及びウにも該当しない。

したがって、上記情報を条例第 7 条第 1 号に該当するため非公開とした実施機関の決定は妥当である。

エ 住宅内間取りについて

住宅内間取りは、上記工事場所の住所と同様に、個人の財産等に関する情報であり、工事場所の住所等他の情報と組み合わされることにより、特定の個人が識別することができるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、前述のとおり、上記情報は、個人に関する情報であるため、実施機関においても、公にしていないとのことであり、条例第 7 条第 1 号ただし書アには該当せず、その性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

さらに、上記情報を非公開とすることは、「公開することにより、人の生命、財産、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じる情報」を非公開とする条例第 7 条第 6 号の趣旨とも合致する。

したがって、上記情報を条例第 7 条第 1 号及び同条第 6 号に該当するため非公開とした実施機関の決定は妥当である。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川崎裕子、委員 大野潤、委員 野呂充、委員 木下智史

(別表 1)平成 20 年度諮問受理第 11 号

(あ)	諮問書	平成 20 年 8 月 20 日付け大計監第 148 号
(い)	決定	平成 20 年 6 月 2 日付け大計監第 23 号不存在による非公開決定
(う)	請求日	平成 20 年 5 月 19 日
(え)	公文書の件名	大阪市建築技術協会確認検査課確認番号 21015 号確認年月日平成 19 年 4 月 4 日の建築基準法 6 条の規定による建築基準施行令（建築基準関係規定）の第 9 条第 8 号 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項の規定建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項五の一(14)排水設備の配置図の公文書
(お)	公文書を保有していない理由	公開請求されている公文書は建築確認申請書の添付書類にあたるが、当該公文書にかかる建築確認申請書は、大阪市建築技術協会に提出されたものであるため、大阪市では保有していないから。
(か)	異議申立て年月日	平成 20 年 6 月 17 日
(き)	担当	計画調整局

(別表 2)平成 20 年度諮問受理第 9 号

(あ)	諮問書	平成 20 年 7 月 16 日付け大建東下第 206 号
(い)	決定	平成 20 年 6 月 2 日付け大建東下第 127 号部分公開決定
(う)	請求日	平成 20 年 5 月 19 日
(え)	公文書の件名	大阪市建築技術協会確認検査課確認番号 21015 号確認年月日平成 19 年 4 月 4 日の建築基準法 6 条の規定による建築基準施行令（建築基準関係規定）の第 9 条第 8 号 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項の規定建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項五の一(14)排水設備の配置図の公文書
(お)	上記の部分 を公開しない理由	大阪市情報公開条例第 7 条第 1 号に該当 (説明) 排水設備計画確認申請書に記載された設置場所の住所及び地図、排水計画平面図に記載された住宅内の間取り及び建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証に記載された建築場所の住所については、個人に関する情報であり、当該個人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ、同号ただし書に該当しないため。 大阪市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 (説明) 当該文書中の法人の印影については、法人の事業活動を行ううえでの内部管理に属する情報であり、公開することにより、印影を偽造されるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書に該当しないため。 大阪市情報公開条例第 7 条第 6 号に該当 (説明) 排水計画平面図に記載された住宅内の間取りは公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるため。
(か)	異議申立て年月日	平成 20 年 6 月 17 日
(き)	担当	建設局